

安永・天明期の吉田篁墩 一

吉田篁墩（一七四五—一七九八）は日本における考証学（考拠学）の提唱者として早くから位置付けられてきた学者である。たとえば、堤它山は篁墩の遺著『近聞萬筆』（文政六年八月官許、同九年四月跋刊）に「跋」（文政九年四月七日成）を寄せて、「篁墩先生首唱考据之学」（二丁オ）といい、東条琴台もまた同書に「近聞萬筆跋」（文政九年四月成）を寄せて、「家世業医。至篁墩始為儒。左祖漢魏伝注、首唱考拠学於安永天明之間」（一丁ウ）といい、角田九華は『続近世叢語』（弘化二年十二月刊）巻之八に篁墩の逸話を紹介し、その業績に関して、「中年以後専奉古註疏、始唱考拠学」（十六丁オ）と注記している。

また、篁墩は日本における漢籍書誌学の開拓者として

柏 崎 順 子

も早くから位置付けられてきた。たとえば、海保漁村は日本最初の漢籍貴重書の解題目録『経籍訪古志』（安政四年春三稿清書成、光緒十一年「明治十八年」刊）に「経籍訪古志序」（安政三年六月成）を寄せて、「我朝先達知貴古本者、蓋以篁墩学生為首唱」（一丁ウ）といい、琴台「近聞萬筆跋」にも、「近世之人、争搜索珍編奇冊、知崇奉唐宋古鈔影本者、実篁墩為之嚆矢云。」（二丁オ）と述べている。

しかし、注目すべき存在でありながら、篁墩の生涯はまだまだ十分には解明されていない。その出自と吉田家相続以後の水戸藩医員としての履歴はかつて梅谷文夫本学名譽教授によって明らかにされたが、⁽¹⁾ はじめて考証学を唱えたといういわば生涯の節目にあたる安永・天明期の

篁墩の足跡に関しては、弥吉光長氏が二三考究されている⁽²⁾は、いまだ本格的に考究されたことはない。そこで、本稿においては、篁墩が水戸藩の儒者立原翠軒に宛てた明和四年から天明四年までの書簡六十五通⁽³⁾を集成した『艾峰手簡』を主な資料として、この時期の篁墩の足跡の解明を試みることにする。ちなみに「艾峰」は篁墩の別号である。号の由来については、翠軒の門人小宮山楓軒が『懷宝日札』に、「吉田先支友艾峰と申、如何成事か不承候へ共、艾納生と名のり候事有之、如何成事かと問候へバ、艾納とハ松ノコケの事、おもしろき文字ゆへ付候と申候べき。夫より一転いたし、艾峰と申候までニ存候。」と伝えている⁽⁵⁾。

一 『艾峰手簡』の諸本、編者

所在が判明している『艾峰手簡』の写本は、国立国会図書館蔵本、静嘉堂文庫蔵『小宮山楓軒叢書』所収本・早稲田大学図書館蔵本二本の計四本である。いずれも美濃利袋綴三冊、本文・注・識語に重大な異同はなく、同系統の写本と認められる。

編者は、『国書総目録』には「小宮山楓軒(昌秀)」と

記載しているが、現存するいずれの写本も編者の名を記載していない。ただ、いずれの写本にも存している第一冊末尾の識語、「文政元年十一月二十九日写畢」によれば、『艾峰手簡』の成立は、書簡の受取人立原翠軒存命中のことであったということになる。翠軒が没するのは五年後の同六年三月十四日である。第二冊・第三冊には識語はないが、第一冊に引き続いて「写畢」とすれば、遅くも文政二年春には全三冊が成立したはずである。問題は「写畢」である。現存する写本がすべて同系統であるとすると、「写畢」は翠軒所蔵の書簡原本から写し取った意で、現存する諸本とは別の一本を転写した意ではあるまい。文政元年以前に別の一本が成立していたのであれば、本文はともかく、注や識語に異同のある本が存在してもおかしくないはずであるのに、注や識語にいたるまで同文の本しか伝えられていないからである。『艾峰手簡』の成立が翠軒存命中ということになると、他人は翠軒の許諾なくして本書を編集したり書写したりすることはできなかつたはずである。とすれば、本書は、翠軒自ら編集・書写したか、門人に命じて編集・書写させたか、門人に懇望されて編集・書写することを許諾した

かのいずれかである可能性が高いということになる。現存するいずれの写本にも、楓軒昌秀が付したと推定される「秀按」ではじまる注が八ヶ所、「玄按」ではじまる注が二ヶ所、「菊池伯斐白」ではじまる注が一ヶ所、「昌山」の署名がある注が一ヶ所、計十二ヶ所に同文の注が存している。その十二ヶ所の注のうち、「秀按」ではじまる注の一つが、第二冊所収の十三日付の書簡と十一月二日付の書簡との間、つまり本文中に割り書きされているのは、あるいは編者が楓軒であることを特定する手がかりになるのではなからうか。この注「秀按ニ、義公行実アリ。コレニモレタルヲ西山遺事ト云フ。コレニ擬シテ桃源遺事ヲ作リシ也」(七丁ウ)は、十三日付の書簡の末段で、篁墩が『桃源遺事』の書名の由来を翠軒に尋ねているのを読んで、書写者が自分の知るところを書写のついでに書き記したもののように見えるからである。いずれの写本も、書簡と書簡の間を空行として区切りを明らかにしようとせず、いわゆるべたに書写しているの、後から本文の間に注を書き加えたとは推定しにくいのである。この注が、書写のついでに書写者が本文の間に書き加えたものであるなら、それを書き加えた書写者

は「秀」すなわち楓軒昌秀ということになる。また、第二冊所収の正月十六日付の書簡の頭注「菊池伯斐白、風外ノ事ハ月坡ノ集ニアルヨシ、翠軒先生云ヘリ」(三七丁オ)は、『艾峰手簡』が翠軒自ら編集・書写したものであるなら、書き入れられるはずのない注かと思う。現存する諸本の祖本と認定しうる本は存在しないということであれば、この注は本書が翠軒自ら編集・書写したものでないことを示す証ということになるのではなからうか。『国書総目録』が『艾峰手簡』の編者を楓軒とする根拠は明らかではないが、楓軒が翠軒の門人であることと、楓軒の自筆本・自筆書き入れ本を集成した『小宮山楓軒叢書』中に『艾峰手簡』の一本が収められていることを考え合わせるならば、編者が楓軒である可能性は高いとみてよいであろう。

『小宮山楓軒叢書』所収本が楓軒の架蔵本であるとすると、別に翠軒架蔵本が存してもおかしくないはずである。翠軒の命を受けて楓軒が編集したのであれば当然のこと、楓軒が翠軒に懇望して所蔵の書簡を借り受け、編集・書写したものであったとしても、師であり、書簡の所蔵者でもある翠軒に対し、一本を献呈するのが礼儀

であろうと考えるからである。早稲田大学図書館本は誤字が目立つので後人の転写本と考えるが、国立国会図書館蔵本は、あるいは翠軒架蔵本であるかもしれない。『艾峰手簡』と前後して成立したはずの『蒙齋手簡』『柴野栗山手簡』『諸家手簡』が静嘉堂文庫蔵『小宮山楓軒叢書』中と、国立国会図書館とに揃って所蔵されており、国立国会図書館には小宮山家から寄贈された楓軒旧蔵書『小宮山叢書』が所蔵されているのに、右の四書はそれとは別に扱われていることから翠軒架蔵本の可能性があるかと推測するのであるが、いまだ確かな手がかりを見出すまでには至っていない。

なお、本文・注などに重大な異同がないところから、閲覧の便宜を考え、本稿においては引用記事の出処は国立国会図書館蔵本の丁数をもって示すことにした。

二 小普請組降格の理由

『艾峰手簡』第一冊所収の「安永六年」の注記がほどこされた二月十一日付の書簡に、篁墩が「弟、至去冬、譴責言行不檢。疎狂任性、加以好与人争。皆所自取、一如老兄所言。復何多言。窮困自為累、及友朋。对書綴

然。」(三丁ウ)と報じているのは、『水府系纂』にいう「安永五年丙申十二月二十四日、行跡不宜ヲ以テ、扶持ヲ召上ラレ、三人扶持ヲ賜テ小普請組⁽⁶⁾」すなわち水戸藩表医師から小普請組に降格された事件についての釈明であろう。事件の真相はいまだ明らかにされていないが、篁墩が「言行不檢」といい、「疎狂任性、加以好与人争。」というところから推察するに、上司に対して日頃不遜な態度をとり、時に反抗することがあったのではなからうか。篁墩が上司に対して反感を抱いていたことは、同書簡に、「在昔先侯之世、愛才育士、広大方涵、左右近侍之人、名一能精一技、無不見收。当今之時、上既精明謹慎、而左右之人、皆自銜売名之徒。弟、傲然、以疎率処其間。勢已不容。」(三丁ウ)というところから推察することができる。「皆自銜売名之徒」と上司をさげすみ、「傲然、以疎率処其間」と上司を見下し、勤務にあっては、気が利かぬふりをして上司の意向にそわぬ行動をしていたように読めるからである。

篁墩は、あるいは藩の処遇が薄いことに日頃不満の念を抱いていたのではなからうか。上総大田喜藩主松平備前守正貞の家臣藤井沢衛門の子に生まれた篁墩は、宝曆

八年四月二十三日、十四歳で水戸藩御側医師吉田慎齋篤親の養子に迎えられたが、同年十二月二十七日、養父篤親が他界したあと、篤親が受けてきた禄百石の相続が認められず、翌九年二月十九日、五人扶持を支給されて小普請組に配されている。おそらく、幼年で家業未熟であったために、本禄の相続は預けとなったのであろうが、養父篤親が、享保十年九月二十二日、九歳で父慎齋訥言を亡くしたとき、訥言の本禄二百石のうち百石の相続が認められ、医師並みの身分があたえられたことと比較するなら、明らかに冷遇である。また、篁墩が二人扶持を加俸されて表医師に任ぜられたのは明和四年十二月二十五日、二十三歳のときで、さらに三人扶持を加俸されて計十人扶持を受けることになったのが同八年十二月二十五日、二十七歳のときであった。篁墩は養父篤親が受けた禄百石の相続を遂に認められなかったのである。養父篤親が享保十八年十二月二十五日、十七歳で医師に任ぜられ、延享四年六月二十三日、三十二歳で御側医列、宝暦二年四月二十六日、三十七歳で御側医に任ぜられていることと比較するなら、その後の篁墩も冷遇されていたとみてよいであろう。藩内の人脈を利用し、如才なくた

ちまわる者が出世していくのを見て、篁墩が不満を募らせたのは想像にかたくない。

篁墩はまた、「任情極言、動陵旁人、増妬日加。故衆小之待吾敗者接踵。弟、已見此機、去秋將上謝病之疏、却為諸人抑留、因循至今。」(四丁オ)とも報じている。藩内で孤立し、事件を起こす前には病を理由に辞職願を提出しようとして、周囲の人に抑留され、因循、今日に至ったというのである。「疎狂任性、加以好与人争。」という性格と処遇に対する不満から、事件は起こるべくして起こったもののように思われる。

三 水戸藩除籍の理由

篁墩が水戸藩から除籍された理由については、東条琴台『先哲叢談続編』(明治十七年一月刊)巻之十二に、「明和中擢為侍医。嘗於当直日、私出官署、時数訪近街病者。府僚有司雖問知之、為不認知、而不敢詰問。蓋以其精於方伎、請治者頗多矣。会有後宮病急症者。俄召当直侍医。篁墩又私出不在。諸曹各回護之、不能密掩。執法憲吏以事状聞。竟受呵責、依此罪科没收禄籍、放逐都外。」(二丁オ)と伝えている。しかし、篁墩が除籍され

たのは、既述した小普請組降格の三年後、安永八年六月二十九日のことである。小普請組に降格したということには非役になったということであるから、当直を命ぜられるはずはないし、まして「後宮」の患者を診療することなど、あり得ようはずがない。また擢んでられて侍医にあげられた事実もない。翠軒の篁墩に宛てた書簡が伝えられていれば、事件についてかなりのことが判明するはずであるが、散佚したらしく、存否は明らかでないし、篁墩の知友らは、何故か口を閉ざしてこの事件を語ることを避けているので、真相の解明は不可能かと思われてきたのであるが、国立国会図書館蔵楓軒自筆稿本『楓軒紀談』第十五冊に、翠軒からの伝聞と推測するが、目付方と喧嘩し、嘲弄したために除籍されたことを伝える記事が載せてあるのを見出した。「佐々木垣蔵資坦、又漢官トモ云フ。初ハ医ヲ業トシ、吉田林安ト云。才子ナリ。生所ヲ云ハヌ人ナリ。学ニ師承ナシ。翠軒ト友トシ善シ。其大内熊耳ニ入門セルヲ笑ヘリ。唯、金森要助〔著東里ノ新談人〕ニ推服セリ。為人豪邁ニシテ、礼法ヲ動メズ、目附方ノ人ナド、取合、嘲弄セルコトアリテ暇ニナリ、其中、江戸ニアルニ吉田ヲ避ケテ佐々木ヲ称セリ。号篁

墩、又艾峰トモ号セリ。」(二十一丁オ)という記事がある。伝聞であるから、記述内容は具体性に欠けていて、これをもってただちに真相が解明されたというわけにはいくまいが、既述の小普請組降格の理由「言行不檢」や、篁墩の釈明「疎狂任性、加以好与人争。」を想起するなら、その後も言行を慎もうとはしなかった篁墩が、目付方と派手な喧嘩をし、これを侮辱したというのは大いに有り得ることと考える。目付方は藩士を監察する役であるから、これと喧嘩したとすれば、藩の方針を批判するような言を篁墩が口にした可能性は十分にある。もし藩の方針を嘲弄・誹謗するような言を篁墩が口にしたとすれば、容赦しがたいことであるとして除籍・追放に処すべしという議論が藩庁の大勢を占めたであろうことは想像にかたくない。傍証がほしいところであるが、以上のように考えるなら、楓軒が伝えるところは、この事件の真相解明の有力な手がかりとして重視してもよいのではなからうか。

四 水戸藩除籍後の篁墩の居所

弥吉氏は、篁墩が禄籍を没収され、都外に放逐された

あと、「直ちに京阪に上り歴訪し」たと説いておられるが、事實は武州熊谷宿に移住したのである。『艾峰手簡』第一冊所収の三月十三日付の書簡に、篁墩自ら、「僕、蒙譴已來、居武之熊谷駅、依旧薊葉禿文、以度日。」(十八丁ウ)と報じている。「蒙譴已來」とは、『水府系纂』にいう「(安永)八年己亥六月二十九日、不行跡ニ依テ、江戸・水戸禁錮セラレ、暇ヲ賜フ、すなわち江戸・水戸構いに処せられ、除籍となつて以来の意であること、異論の余地はあるまい。

本書簡の日付には発信年の注記がほどこされていないが、天明二年にしたためられたものと推定する。そのわけは「天明二」の注記がほどこされた二月十一日付の書簡のあと三通目に本書簡が収録されていること、また、「去月中旬拙婦平産、一男を舉し申候」(二十丁ウ)と男唐臣の出生を報じた三月二十五日付の書簡の直前に本書簡が収録されていること、『先哲叢談統編』卷之十二に、唐臣の享年を「享和三年春病麻疹没。歳僅二十二」(五丁オ)というところから逆算すれば、出生は天明二年ということになり、『艾峰手簡』がほぼ年次を追って編集されていることをあわせ考えれば、三月十三日付の書簡

もまた天明二年に発信されたものである可能性はきわめて高いと判断されるからである。

篁墩はまた、前の引用に続けて、「僕以去月朝廷忌辰、托東叡子院僧、依例上解救疏、猶以年浅未得報」(十八丁ウ)と報じている。既述の「天明二」の注記がほどこされている二月十一日付の書簡のあとに、十一日付の書簡が収録されていて、これは二月十一日付の書簡の追而書きと推定されるものであるが、それに篁墩が「当廿日良公様十七回御忌ニ付、此節、僕願、別而可然候よしにて、吉村道寿申越候間、両三日已前、吉祥院へ参、委細掛合、承知にて御さ候。被仰下候趣も在之候ニ付、旁御しらせ申候。」(十三丁ウ)と報じている「良公様十七回御忌」が三月十三日付の書簡にいう「去月朝廷忌辰」であろう。良公は水戸徳川家五世宗翰である。宗翰は明和三年二月二十日に没しているので、十七回忌は天明二年二月二十日ということになる。吉村道寿の助言「此節、僕願、別而可然候」は、良公十七回忌に際して、恩赦が期待できるかもしれないので、江戸・水戸構い宥免の願書を、しかるべき人を通して藩の重役に差し出してみるようにという趣旨のものであったと推察される。吉村道

寿の素姓は判明していない。十一日付の書簡によれば、篁墩は、道寿の助言に従い、「兩三日以前」すなわち二月八日か九日に吉祥院に向いて院主にかけあい、承知させたという。恐らく、吉祥院の院主もまた、他寺の僧侶とともに、良公十七回忌の法要を勤めることになっていたのであろう。法要を勤めるとすれば、藩の重役に接触する機会があるはずである。篁墩は、機会があれば願書を手渡し、よしなに口添えしてくれるようかけあい、承知させたのであろう。後述するように、篁墩は翌天明三年六月下旬、浅草寺の子院吉祥院の門前に売家を買って熊谷宿から移居している。十一日付の書簡にいう「吉祥院」は浅草寺の子院吉祥院としてまずまちがいあるまい。浅草寺はいうまでもなく東叡山寛永寺に属する寺である。とすれば、三月十三日付の書簡にいう「東叡子院」は吉祥院のことと解してよいであろう。同書簡に「依例上解救疏、猶以年浅未得報。」というのは、願書を藩の重役に手渡すことには成功したが、年浅いという理由で、このたびも却下されてしまったことを報じているのである。良公十七回忌の天明二年二月は篁墩が江戸・水戸構いに処せられた安永八年六月から数えて二年

八ヶ月、水戸藩庁が恩赦を行うには年浅いと判断したということと矛盾するとはいえない。十一日付の書簡との関連を以上のように解することができる。とすれば、三月十三日付の書簡は天明二年の発信としてまずまちがいあるまい。

興味深いのはこの年、篁墩が禁をおかして二ヶ月近く江戸に滞在していることである。同書簡の冒頭に、篁墩は、「三月十三日真竜師至、并兄手書至領。審近況委曲、如同对面深慰遠企。僕、以正月之末来寓於都下、延留至今。得接師于此幸之幸也。」(十八丁ウ)と報じている。真竜は、楓軒の『懷宝入札』に、「木内玄節曰、僧真竜少年ノトキ、上京シテ東涯ノ門ニ入りヌ云々⁽¹⁰⁾」という真竜と同一人物とすれば、水戸の僧であろうが、素性を明らかにするに至っていない。これによって、篁墩が天明二年正月末に出府し、寄寓先は明らかでないが、同書簡がしたためられた三月十三日まで延留したことが判明する。また、同書簡の末尾に、「僕、数日之間、還去熊谷僑居」(二十丁オ)と報じているので、三月中旬中に熊谷にもどるつもりでいたことも判明する。出府の最も大きな理由は、寛永寺の子院の僧に依託して江戸・水戸構

い宥免の願書を水戸藩庁に提出することであったのであろうが、それにしても二ヶ月近く江戸に滞在したのは大胆な行動である。

五 浅草移住の事情と時期

篁墩が熊谷宿に居住したのは、翌天明三年六月下旬まで、同下旬中、浅草寺の子院吉祥院門前の売家を買って移住している。熊谷の居宅が水害にあい、損壊したからである。第一冊所収の七月十二日付の書簡に篁墩は次のように報じている。「拙家大小無恙罷在候。乍去六月十六日夜より雨にて、十七日ニ至り終夜大雨、十八日朝漸雨止候処、又十八日夜雨ふり候而、同十九日昼前より、荒川泛溢。「浅草川ノ源、ノ秩父より来ル」其日暮時頃、拙宅ノ前後平地、水九尺ニ超へ申候。拙家地形高く、其上牀も高く候ニ、牀上水一尺三四寸ニ及申候。家累とも昼之内悉く知音の者方へ遣、家具書冊など梁上へ上ヶ申候而、水ニ浸し候ニハ及不申候。壁など悉く損壞、其上汚腐ノ悪水ニテ殊之外よこれ申候事故、早速ハ住居も難敷、其上年來移居之心懸も在之候故、此節と存候而承合候処、浅草竹門ニテ、やはり浅草寺ノ子院ニテ御さ候吉

祥院と申す寺内ニ売家在之候故、早々及相談買取、先月下旬移居仕候。閑成所ニテ少ノ棲も在之、先書帙を展候ニ便ナル所ニテ喜申候。今程無異罷在候。扱旧居をも望候者早速在之、売遣候。旁埒明申候事ニ御さ候。先御知らせ申候。」(三十五丁ウ)

荒川はたびたび泛濫しているが、本書簡に報ずる泛濫は天明三年の泛濫であろう。『泰平年表』に「同(天明三年)六月十七日関東及諸国洪水。」⁽¹⁾といい、斎藤月岑『武江年表』(嘉永二年十月—三年十一月刊)巻之六に、「六月十六日より大雨降続、十七日別て大雨。千住浅草小石川辺出水、大川端柳橋墮る。」(十九丁ウ)というところと日時が符合しているばかりでなく、本書簡の後段に、「当月ニ至り、信州浅間山焼候由、六日夜より砂土雨申候。七日夜ハ別而震響甚く、八日朝六ツ頃ハ驟雨ノことくふり申候。其よりハ薄く灰ニ成り申候而、微雪のことくニ候」(三十七丁オ)と、天明三年の浅間山大噴火のことが報じられているからである。

篁墩は、荒川の泛濫で居宅が損壊したのを機に、浅草寺の子院吉祥院の門前に売家を買取り、天明三年六月下旬、移居したのである。『御府内備考』巻之十七、「浅

草寺地中吉祥院門前」の項に、「一 右は天明三卯年より丑年迄、中年拾ヶ年季門前地に奉願上候処、寺社御奉行阿部備中守様御勤役中願の通被仰付、夫より年季明度々奉願上、猶亦文政六年より来る巳年迄拾ヶ年季、水野左近将監様へ奉願上願の通被仰付候。(二条略) 一 浅草寺領にて、町奉行御支配に御座候。」と記載されている。この年天明三年に、はじめて吉祥院門前に門前町家の建設が認可され、以来門前地として、浅草寺領でありながら、町奉行支配地になったというのである。七月十二日付の書簡に「吉祥院と申寺内ニ売家在之候」というのは門前町家のひとつを買い取った意と解すべきであろう。「寺内」というのは、いわゆる境内の意ではなく、地内すなわち浅草寺領の門前地の意と解さなければ、寺院の境内に町方相手の売家が存在したという不自然な解釈をしなければならなくなるからである。それにしても、町奉行支配というから、吉祥院門前は江戸のうちであったはずである。水戸藩が篁墩の願いを容れて江戸・水戸構いを宥免するのは五年後の天明八年九月八日である。篁墩は以後五年、禁をおかして江戸に居住したことになる。

前の引用中「浅草竹門」というのは、浅草寺領と浅草田町一丁目との境に設けられた木戸のことで、木戸の前後の通りも竹門とよばれていた。『御府内備考』巻之十七「田町」[「壹丁目/二丁目」付元田町裏屋舗]の項に、「一丁目南之方浅草寺地中境に有之候木戸を竹門と唱来申候。右は往古百姓共農道にて。竹木戸にて有之候由。当時町方持之木戸に相成候ても。今以字竹門と相唱申候。右前後通り竹門と唱へ申候。」と記載されている。吉祥院門前地はその木戸の内、西側であるから、篁墩は新居の所在を「浅草竹門」と報じたのである。それに続けて篁墩は、「やはり浅草寺ノ子院にて」として吉祥院のことを報じているが、「やはり」というのは熊谷宿の居宅も東叡山寛永寺に属する寺の門前地にあったことをいうのであろうか。気になる表現である。熊谷宿には寛永寺に属する竜知山常光院毘盧遮那寺があるが、篁墩とのかわりを証する資料はいまだ見出すことができないのである。

七 宋刊本の研究に着手した時期

篁墩は漢籍古鈔本・古刊本の蒐集家としても知られて

いるが、いつごろから蒐集に着手したのか、これまで明らかにされることはなかった。しかし、『艾峰手簡』第一冊所収の九月二十九日付の書簡に、「僕、近購得宋刻晋書。書様極闊、字画極大。各卷末有音義。且、敬讓玄敦貞慎等、字闕省一画。紙色古雅。惜亡逸十卷、見有百二十卷。捐衣食之資得之。」(五丁オ)と報じているところをみると、安永六年三十三歳以前からと推定してあまりあるまい。字体・料紙のほか、宋諱の欠筆が行われていることを証として、近頃購入したという『晋書』を「宋刻」と認定したというのであるから、当時既に篁墩が宋刊本の鑑別に関して一家の見識を具えていたことは明らかであるし、小普請組に降格され、わずかに三人扶持を受給することになって半年がすぎたばかりのときに、乏しい生活費を投じて購入したというのであるから、当時、篁墩が熱心な蒐集意欲に駆り立てられていたことも明らかといえるからである。

九月二十九日付の書簡には発信年の注記がほどこされていない。しかし、既述の「安永六年」の注記がほどこされた二月十一日付の書簡の次に収録されていること、二月十一日付の書簡同様、漢文で書かれていること、以

後の書簡はすべて和文で書かれていること、したがって両書簡は比較的近接した時期に書かれたと思われること、本書簡に多紀桂山について、「東都則侍御医劉氏之子、簡、字子廉、為学精博、且善属文、亦好探討異書。年僅、踰冠。真後進之領袖也。」(五丁ウ)と報じていること、

「東都則侍御医劉氏」とは桂山の父多紀藍漢で、藍漢が幕府の奥医師に任ぜられたのは安永五年三月十二日、法眼に叙せられたのは同年十二月十六日であること、桂山は文化七年十二月二日、五十六歳で他界したから、逆算すれば「冠」すなわち二十歳は安永三年ということになり、桂山の身分を報じていないところから、安永六年十月一日、桂山が將軍にお目見する以前にこの書簡が書かれたらしく思えること、安永六年は桂山二十三歳であるから、同書簡にいう「年僅踰冠」とほぼ符合すること、以上の諸点を総合すれば、この書簡もまた、「安永六年」の注記がある二月十一日付の書簡と同年の発信と推定することが可能かと思われる。篁墩は水戸藩医員として勤仕していた時期に、書誌学的知見を貯え、古鈔本・古刊本の蒐集に着手していたと推定してあやまりあるまいという所以である。

なお、阿部隆一氏「中華民国国立故宮博物院藏楊氏親海堂善本解題」によれば、篁墩旧蔵の明・吳氏西爽堂刊『晋書』百三十巻が同院に所蔵されているというが、九月十九日付の書簡にいう「宋刻晋書」の存否は明らかでない。

宋本の鑑別に関して、篁墩は『艾峰手簡』第三冊所収の八月二十日付の書簡に、「先宋本と申候ても、北宋より南宋に及び數百年の間と申、殊ニ官刻も在之、私家ノ刻板、又ハ各州郡の異同にて、一樣ならざる事、勿論の事にて御さ候間、幾通りも可有之候。」(三十七丁ウ)と断つた上で、料紙・字体・宋諱の欠筆の順に蘊蓄を披瀝している。

たとえば料紙の紙色について、「宋本ノ紙、王弼州ハ桑皮紙之よし被申候へとも、是はいよ／＼桑紙と申事、知レかたき事にて御さ候間、不及論候。其外ニ明人往々に宋箋と申候事を申候而、考槃余事などハ其做染の方を載申候。是ハ宋代之紙、自然之古色にて、蒼澗沈煤たるを申候。乍去人工ノ薰染にあらず、自然之古色にて候間、其様子自ラ不可偽候而、ことに表ハふるく候而も裏ハ新鮮の色有之候。僕か所蔵之晋史こと／＼此説に合ひ、

澹雲過煙のことく、四百年前之古色疑なく候。」(三十七丁ウ)と論じている。「晋史」というのは、既述の九月二十九日付の書簡にいう「宋刻晋書」のことである。ほかに宋刊本の例をあげることがないので、八月二十日付の書簡がしたためられた時点では、篁墩が自信をもって「宋刻」と鑑定したのはこの『晋書』一本のみであったのであろう。安永六年に、「宋刻晋書」を入手したのが契機となつて、以来篁墩は、本格的に中国の文献を渉獵し、文献の記載をこの『晋書』について検証して、知見を深めたのではあるまいか。

また、宋諱の欠筆に関して、「闕画之事ハ申ニ不及、是ハ宋書にかきり申たる事にて御座候。すへて諱法ハ唐宋二代ほと厳なる事ハ無御座候。唐時の写録書を欠候事、古人申候。(割注略)元明二代、曾而此事なく候。却而清朝ニ至リ、康熙ノ諱玄暉ノ二字、乾隆ノ諱弘歴ノ二字ヲ欠候など相ミえ申候。明朝ニハ時主ノ諱にあたり候字ハ、州県等ノ名ハ改メられ候へ共、書籍の内ハすへて見事なく、臨書不諱之義ヲ用候事とみえ候。(割注略)又、宋本を翻刻いたし候へハ、欠諱ノ字ハ其まゝにて可有之候事と申人候へ共、是ハ以之外、事を弁まへぬ人の申事

ニ而御さ候。其所謂ハ、元朝ノ事ハ宋ハ勝國ニて候間、不申及、明朝ニ至リ候而も我朝ノ帝諱すら欠き不申ニ、前代ノ諱字ヲ欠候事ハ、時の猜忌ニもわたり候事ニ候へハ、會而不致候事ニ御さ候。たとへ宋書を其まゝニて翻刻いたし候とも、足画いたす事とミえ候。其証ニハ、明朝各代ノ印本ニ、正徳、嘉靖・万曆等之類ニ終ニ欠諱在之本を御覽被成ましく候。是其証にて候。欠画ハ宋書に限り申候。」(三十九丁オ)と論じている。當時にあっては抜群の見識と認めてよいと思うが、それについては稿を改めて論ずることにする。

篁墩は、宋刊本の鑑識に関して蘊蓄を傾けたあと、「すへて已上ノ説共ハ、考究力を尽し置候。中々一朝夕の事にあらず。ヶ様之事共、世中ノ儒者など申ものに一ヶ条も心得候者無之、皆々独断にて古人を証にいたし骨折申たる事ニ御さ候。」(四十丁ウ)と述べ、世間の儒者を見下しているが、これは必ずしも不遜な発言とは言えないであろう。当時の江戸にこれだけの見識を具えている儒者が他にいたかと思われれば、おそらく誰もが答えに窮するに違いないからである。

七 校勘学専攻を決意した時期

篁墩が校勘学を専攻することを決意したのは天明四年四十歳のときである。

前に引用した八月二十日付の書簡の次に九月三日付の書簡が収録されている。これは八月二十日付の書簡の追而書きと推定されるものであるが、それに篁墩は、「僕も当年四十二相成候間、経義を考究いたし可申相心懸候。乍去、資用窮困、十三経を心掛候へとも、中々手ニ入不申、先々近きものより少々ツゝ始可申と心かけ候。経書之事ハ春台程手ニ入候人ハ無之候。左氏ノ校本など、彼家ノ本ハ御摸写候ハ無御坐候哉と奉存候。されハ中華までも名譽を施され候。誠に所学ニ不負と可申而欽慕仕候。」(四十五丁オ)と報じている。篁墩四十歳は天明四年である。したがって九月三日付の書簡はもちろん、八月二十日付の書簡も天明四年のものということになる。

九月三日付の書簡の前の引用にいうところは、『艾峰手簡』第二冊所収の四月十五日付の書簡に、「僕儀も当年四十歳ニ相成候。万好相止メ、経書を学究仕可申と相心掛申候ニ付、何とそ十三経求得申度大望ニ御座候。

中々手ニ入不申事ニて、依之残り居候。書物とも、売払申候而、十三経料ニ備可申と存候。淳化なとも望人在之次第売去可申心得ニて御坐候。衡嶽志と申もの一部八巻、寿永蔵本ニて在之候。原氏取置可申哉。御問答可被下候。經書一種之学ニ相究申度事ニ御坐候。是迄空費歲月申候事と可申候。」(五十三丁)と報じていることのくり返しである。不惑を迎えた篁墩は、才にまかせてあれこれと手を広げてきたそれまでの研究態度を反省して、「經書一種之学」すなわち經書を専攻する決意を固めたというのである。『十三経註疏』を購入するつもりであるといのは、日本に伝わる古鈔本をもって比較するのが目的であったのであろう。前に引用した九月三日付の書簡に太宰春台を欽慕するというのは、春台校訂の『古文孝経孔氏伝』が『四庫全書総目提要』卷三十二、「孝経類」の最初に掲出されたことを指して、自分もそのような業績を世に残したいと思うという意であろうから、篁墩のいう「經書一種之学」は、正確には、經書の校勘を専攻することと解すべきであらう。篁墩が天明四年四十歳のとき、校勘学専攻を決意したと考える所以である。

既述の八月二十日付の書簡に、翠軒に答えて、篁墩は、

「法帖具眼之尊論御尤ニ奉存候。僕も先年ハすへて帖論ニよらず、好て臆決いたし候へとも、近年其流にあき申候間、何事もく証据を取候事を近年このミ申候。是も又変し可申候哉。先当時ハ其流にて御坐候故、少々見候所在之候ても、夫を打ちやめ、古証を求申候様ニ心懸候。是ハすへて他の経史をよミ候も此心懸ニて候。是ハ先年胡椒丸呑の事のミに懲申候間、吹齋之類にて御坐候。御一咲可被下候。」(三十六丁ウ)と報じている。具体的なことはわからないが、過去の自分の流儀は「臆決」であったといい、「胡椒丸呑」であったといい、近年は何事も証拠をとりそろえて考究することを心がけているといのであるから、琴台らのいう、「考拠学」の提唱は、やはり、この前後からであったのではないだろうか。

- (1) 梅谷文夫「波江拙斎・吉田篁墩・岡本況斎に関する雑記」(『言語文化』第二十九巻、一九九二年二月)
- (2) 弥吉光長「篁墩手簡―その考証学への傾倒について―」(『ピブリア』八十三号、一九八四年十月)
- (3) 弥吉前掲論文には「天明初年から天明五年にいたるまで」(二頁)としているが、正しくは本文の通りである。
- (4) 『艾峰手簡』の諸本は、いずれも、たとえば書簡一通

ごとに番号を付して書写するとか、一通を書写したら空行をおいて次の書簡を書写するというように、各書簡の区切りを明らかにする工夫が全くどこされず、いわゆるべたに書写しているのので、追而書きのある書簡の場合、追而書きの末尾にも日付または署名・宛名が記されているものがあり、追而書きであるのか否か、言いかえれば、一通と数えるべきか、二通と数えるべきか、判断に苦しむ事例がいくつか生じてしまっているのである。そこで、便宜上、明らかに追而書きと推定されるものであっても、末尾に日付または日付・署名・宛名が記されているものはすべて機械的に一通と数えることにして、集計したのが本文にいう六十五通である。

(5) 『随筆百花苑』第三卷（中央公論社、昭和五十五年）所収。二二二頁。

(6) 梅谷前掲論文一七頁。

(7) 『艾峰手簡』第一冊所収の十五日付の書簡に、「友人多

紀子廉、毎過予齋頭、觀与兄往来書大笑、謂予曰、幾將成一甚拙手簡矣。予、於是尽收緩兄書而藏之。他日付之好事者成卷帙。是阿家一好故事也」（四十一丁オ）と報じているが、存否は不明である。

(8) 弥吉前掲論文四頁。

(9) 梅谷前掲論文一七頁。

(10) 『随筆百花苑』第三卷所収。二七〇頁

(11) 『泰平年表』（統群書類従完成会、平成元年八月）一四

一頁。

(12) 『御府内備考』第一卷（雄山閣、昭和四年四月）三七

三頁。

(13) 同右三四五頁。

(14) 『増訂中国訪書志』（汲古書院、昭和五十八年三月）所

収。七一頁。

（一橋大学助教）